

「暖」をとるために スープを飲んで何が悪い！

1月25日、A組合員が日勤で出勤すると、いきなり勤務を外され事情聴取を受けました。A組合員にとっては、事情聴取されるような事など身に覚えの無いことでしたが、管理者に指示されるままに事情聴取に応じました。

その事情聴取の内容は、1月23日午前5時48分頃に仕業詰所で、A組合員が机の上に置いていたスープの容器をゴミ箱に捨てようとして持ち上げたところ、突然に柴田助役が詰所に入って来て「そーいう事は、止めましょうよ！」と注意をしました。柴田助役の「そーいう事」とは、スープの容器をゴミ箱に捨てる事が悪いのでしょうか。または、一人でスープを飲んで柴田助役にスープを勧めなかった事が悪いのでしょうか？

25日の事情聴取では、藤中事務助役から「柴田助役より、何か現認されませんでしたか」と聞かれました。A組合員が「空のスープの容器を持っただけで、何を現認したのですか。柴田助役から、『現認します』と聞いていません。柴田助役は、私の何を『現認』したのですか」と聞きました。しかし、藤中助役からは「『現認』の話は別にして、何時にスープを食べたのか」と聞かれました。

A組合員の抗議に、 逃げ惑う柴田助役！！

その事情聴取の後に、藤中事務助役から時系列報告書を何度も訂正されたあげくの果てに、「『飲む』と『食べる』とでは、状況が違ってくる、『飲食しました』と書いてください」と時系列報告書の改竄を命じたのです。

A組合員の「スープは『飲む』と書いた方が正しい表現です。本来は『飲む』と書きますよ」の意見を無視して、さらには「勤務時間内であることを強調」して書かされました。

藤中事務助役をはじめ現場管理者らに報告した柴田助役に対してA組合員が、「何を現認したのか」と質問しても、柴田助役からは「何のこと」「私は知らない」と言ってしらを切り、A組合員の目を合わす事も無く、逃げるようにして足早に通り返って行ったのです。

この事情聴取をはじめ時系列報告書の改竄は、柴田助役の正当性を藤中事務助役が庇うもので、さらには名古屋車両所分会の行政訴訟「M」の最高裁判決を前にして、大阪仕業検査車両所分会の府労委「P」の闘い、渡邊さんのJR東海労に加入された組織拡大への報復攻撃といえます。

現場社員が働きやすい職場環境を創り出すために、今後もJR東海労は奮闘します。